

# 千葉県教育委員会会議議事録

令和5年度第12回会議（定例会）

1 期 日 令和6年3月11日（月） 開会 午前10時30分  
閉会 午後0時10分

2 教育長及び出席委員  
教育長 富塚 昌子  
委員 岡本 毅  
貞廣 齋子  
花岡 伸和  
永沢 佳純  
櫻井 直輝

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕  
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 富田 浩明  
学 校 危 機 管 理 監 荒金 誠司  
教 育 総 務 課 長 原 義明

教育振興部

教 育 振 興 部 長 中西 健  
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁  
教 職 員 課 長 吉本 明広  
教 育 振 興 部 副 参 事 和久 純  
保 健 体 育 課 長 志村 修一

教育振興部

教 職 員 課  
同 主幹兼小中学校人事室長 金親 秀樹  
同 主幹 村田 歩  
同 主席管理主事兼  
働き方改革推進班長 鈴木 和也  
同 管理主事 松本 聡  
同 管理主事 樋口 清之  
同 管理主事 北山 智康  
同 管理主事 糸井 孝仁  
同 管理主事 梅原 義秀  
保 健 体 育 課  
主席指導主事兼学校体育班長 三好 啓太  
同 指導主事 石倉 陽介

事務局

企 画 管 理 部 教 育 総 務 課  
主 幹 兼 委 員 会 室 長 島原 一紀

同 副主幹 阿部 竜作  
同 主査 杉本 浩二

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 櫻井 直輝 委員

6 令和5年度第11回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第77号議案及び第78号議案の議案2件、第15号報告の報告議案1件、報告1から報告5の報告5件である。第78号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により、審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を岡本委員にお願いする。

9 審議事項

報告1 令和5年度「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について

報告2 令和5年度「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果について

報告3 令和5年度「学校における働き方改革推進プラン取組状況調査」の結果について

**【教職員課長】**

はじめに「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について説明する。この調査は、千葉市立及び市立高校を除く県内すべての公立の小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校を対象として、平成30年度から6月と11月の出退勤時刻について調査を行っているものである。今年度からは学校現場の負担軽減等を踏まえ、1回の実施とし、11月のみの調査結果となる。

「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の校種別割合」については、昨年度と比較すると、全ての校種で減少しており、全校種の平均については、5.2ポイント減少し、37.2%で、調査以来、初の30%台となった。「月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教諭等の割合」についても、昨年度と比較すると全ての校種において減少しており、全校種の平均は、1.7ポイント減の6.6%となった。

続いて「教諭等の月当たりの時間外在校等時間」の平均であるが、こちらも全校種で減少しており、全校種の平均は2時間12分減少し、41時間21分であった。「副校長・教頭の月当たりの時間外在校等時間」は、全校種での平均は63時間11分となり、昨年度よりも11分減少という結果であった。二つの表を見てみると、全体的に改善傾向にあるが、教諭については、校種によって時間外在校等時間の差がみられる一方、副校長・教頭においては、おしなべて長時間勤務にあり、管理職としての業務は校種によらず、共通の課題と考えられる。

次に、「教職員の働き方改革に係る意識等調査」は、教職員の総労働時間の縮減のために教職員の意識改革をどのように図っていくかを明らかにするために実施しているものである。調査対象校は、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から抽出した計70校で、調査対象者は、管理職及び教諭や実習助手等のフルタイム勤務職員で、有効回答数は1,984名であった。

令和5年度「教職員の働き方改革に係る意識調査」の結果について、まず、「子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合」については、前回調査より3ポイント減少し、61%

となった。「プラン」の今年度の目標である100%を達成することはできなかった。また、「勤務時間を意識している教職員の割合」については、前回調査と同じ76%となった。同様に目標である100%を達成することはできなかった。勤務実態調査から見て長時間勤務は少しずつ減少傾向にあるものの、学校現場の負担感などは、改善できていないという結果であった。

最後に、「学校における働き方改革推進プランの取組状況調査」は、令和3年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示した合計48項目のうち、数値目標を設定した40項目の取組状況を、アンケート形式で調査したものであり、県内の53市町村教育委員会及び全ての県立学校を対象に、11月1日現在において、県教育委員会の定めた基準に達しているか否かの回答を求めたものである。昨年度と取組状況を比較、更に出退勤時刻調査の結果と照らしながら分析するとともに、好事例を明らかにすることで働き方改革を推進させるために活用することとしている。市町村教育委員会の取組結果であるが、数値目標を達成した項目は残念ながら、ない。取組3、5、7、9、11、12、15、16、19については、網掛けとしているが、令和3年度から令和5年度の3年間で上昇傾向にある項目を挙げたものとなっている。令和3年度の達成率と比べると同程度か、もしくは緩やかに上昇している。特に「取組11」【校務の効率化のため、ICTの積極的な活用を推進する】という取組が最も伸びている状況にある。一方で、達成率が低くなってしまった取組項目は、「取組17」【研修会等の精選・改善、オンライン化を図る】になる。コロナ禍からの行動制限の緩和から通常どおりに戻ったものと考えられるが、引き続きオンライン等で実施できるものや削減・効率よくできる研修会や会議などを検討していくよう、各市町村教育委員会へ働きかけていく。昨年度から市町村教育委員会とヒアリングを実施しているが、今後更なる働き方改革を推進していくためには、市町村教育委員会内に働き方改革に係る専門部署を設置するなど、全庁的な推進体制を整備する必要があると考えている。

続いて、県立学校全体の取組達成率の状況であるが、市町村教育委員会と同様に令和3年度から令和5年度の3年間で上昇傾向にある項目は、取組2、3、5～9、11、16、17の10項目になる。勤務時間の管理、会議の精選、などが高くなっている。「取組13」は、「部活動ガイドラインの遵守」とあるが、コロナ禍が落ち着き、平常の部活動が増えてきたように伺える。

これらの調査結果を受けて、次年度も引き続き以下の3点について重点的に取組んでいく。取組の1つ目は、「業務の効率化に向けた文書・調査削減の促進」である。県教育委員会と市町村教育委員会が連携を図り、文書発出のルール化や調査・回答について、内容・頻度・回答方法等について検討を進めていく。取組の2つ目は、「校務DX化をはじめとした、さらなる業務改善と意識改革」である。来年度からのICT活用による校務の効率化を図るため、業務改善の提案等を行う専門家である、業務改善DXアドバイザーをモデル校へ配置し、業務効率化を図っていく。最後に取組の3つ目として、「学校運営協議会を活用した、より一層の働き方改革の推進」である。学校における働き方改革の目的と取組内容を保護者・地域住民と共有し、学校運営協議会やPTAの会議等を活用し地域を巻き込んだ働き方改革を推進していく。併せて、来年度は、副校長・教頭マネジメント支援員配置事業やスクール・サポート・スタッフの全公立小中学校への配置を行い、外部人材を一層活用して全県規模で働き方改革を推進していく。そしてさらに、「働き方改革推進拡大会議」の委員である各学校種の校長会代表や各PTA代表、教育長協議会の代表の方々から意見を頂戴しながら、取組を行っていく。

#### 【貞廣委員】

働き方改革の一步は、このような結果を可視化することが大事であるので、今後もお願いしたい。

プランの結果について、項目3、9、13、14、20についてはすぐに達成率を100%にしてもらいたい。取組9については服務監督者が職員の健康を管理する義務があり、取組20については、学校を矢面に立たせず、市町村教育委員会が支援をしてほしい。その辺も含めて、県も支援していただきたい。80時間超えの項目は、しっかりと、市町村教育委員会に対して指導・助言をしてほしい。

**【教職員課長】**

各市町村の教育長の考えや意識もあるので、引き続き、連携を図り、特に中学校においては、部活動との関係も踏まえて、働き方改革を進めていきたい。

**【永沢委員】**

達成率が低い項目は、何か理由があるのか。

**【教職員課長】**

例えば、研修等でもオンラインよりも対面で行ったほうが、効率も良いことがあるので、そうしたことから達成率が低い場合がある。今後は、意識改革も含めて、校務のDX化に向けて人材の支援も行い、働き方改革を進めていく。

**【花岡委員】**

各市町村教育委員会の委員の人選方法やDXに詳しい委員の確保について、どのくらい確認できているのか。

**【教職員課長】**

各市町村教育委員会の状況は確認できていない。ただ、DXが各市町村教育委員会において進んでいるのかは、確認できている。

**【富塚教育長】**

子供と向き合う時間の確保について、他の調査では、時間外在校等時間等が減っているのに、子供と向き合う時間を確保する時間が増えていないのは、なぜか。

**【教職員課長】**

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、保護者の相談事項が増え、保護者対応が多くなってきている。そうすると、必然的に子供と向き合う時間が減ってくると思われる。引き続き、分析を進めていく。

報告1～3は終了。

## 第77号議案 学校における働き方改革推進プランの改定について

**【教職員課長】**

「学校における働き方改革推進プラン」の改定について説明する。今回の改定の視点は、3点になる。まず、本県の目標について、各取組についてポイント制にし、達成率を令和5年度末の数値を令和8年度末までにさらに10ポイント改善できるよう段階的に引き上げ、目標とした。

2点目は、国の提言を踏まえ、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」や「学校における働き方改革の実効性の向上等」を具体的取組内容に加え、より一層、具体的に取るように明記した。

3点目は、具体的取組内容について。更新に当たり、達成率が約90%を達成した項目については、目標設定項目からは除き、今後も継続して取り組むべき項目として掲載した。

また、内容が類似している項目は統合し、新規項目を設定する等、教育委員会の取組を23項目から25項目へ、学校の取組項目を25項目から24項目へ変更した。国の提言等を踏まえ、新規項目や、既存の項目の追加・修正を行ったものの例をいくつか挙げると【例1】学校・教職員が担う業務に係る3分類を徹底するための取組に言及すること。【例2】校務のDX化に向けての業務改善について言及すること。【例3】給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた国の「指針」の実効性について言及すること。【例4】働き方改革における学校運

営協議会等の活用を追加することである。今回の改定における本県の目標であるが、プランの取組状況調査等の結果をもとに、達成率を令和5年度末の数値を令和8年度末までにさらに10ポイント改善できるよう段階的に引き上げることである。「取組の方針」については、(1)から(6)の6項目の内容は大きく変えずに、(1)に「働き方改革の「見える化」を推進」、(2)に「ICT等活用(校務DX含む)」、(3)に「部活動から部活動指導」を付け加え、学校運営体制の充実、業務改善・意識改革、連携の3本の柱に組み換え、具体的なチェックリストを更新した。

具体的取組としては、新たな取組項目を現行のプランの目標値や、これまでの目標達成率の推移を比較し検討した。大きな変更点として、教育委員会の取組方針については、取組2について、国の提言を踏まえ、学校・教職員が担う業務に係る3分類を徹底するための取組を項目に入れ、その具体例を記載した。取組10、11では、校務・学習のDX化に向けた業務改善についても言及した。この項目は、今までのICT活用に加え、校務等のDX化により、積極的な推進を図ることで、働き方改革が大きく進んでいくことが期待できる。また、取組12では、各学校における授業時数や学校行事の在り方について一層の点検・見直しを推進し、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等についても言及した。さらに、取組18では、勤務時間の上限を定めた国の「指針」の実効性が図れるよう具体例も記載した。そして、取組20においては、地域等との連携も踏まえ、学校運営協議会等にも触れ、働き方改革を学校だけでなく、地域等との連携を図り、進めていく項目を追加した。

県立学校の具体的取組方針について、教育委員会の具体的取組項目と重複する項目については割愛する。県立学校においては、取組項目を前回の改定から1項目減らして25項目から24項目にし、さらに目標値なしの項目を8項目として、学校現場への負担を減少させた。取組13では、今回、新たに、若年層の教員の支援体制にも言及し、学校組織全体で支援し、働き方改革につなげていける項目を追加した。今後も継続する取組については、極めて高い達成率のため、目標数値を定めない取組とした。

**【櫻井委員】**

取組8で「産業医につなげる」とあるが、県で産業医の専任状況等について把握しているのか。

**【教職員課長】**

産業医の現状については、担当課ではないので、把握していないが、職員の健康管理については、引き続き、取り組んでいくべき項目と認識している。

**【櫻井委員】**

産業医だけでなく、ぜひ、学校医の活用もお願いしたい。

**【教職員課長】**

承知した。

**【櫻井委員】**

もう1つ、プランの達成率の判断基準について、1つの項目において、小項目全てチェックが入らないと「達成できた」とならないのか。

**【教職員課主席管理主事】**

原則、そのとおりであるが、次年度は調査を行う際、もう少し柔軟に対応できるように検討していきたい。

**【櫻井委員】**

できるかぎり、市町村教育委員会が徒労感ないようにお願いしたい。

【富塚教育長】

取組 17を見ると、項目に一人でも月45時間超えがいたら、「達成できた」にならないのか。

【教職員課主席管理主事】

従前の調査では、そのとおりであるが、各学校の管理職が総合的に判断をしていただき、調査に答えてもらっている。今後は、もう少し、調査において、幅を持たせた内容へと検討していく予定である。

【富塚教育長】

今後は、タイミングを見て、判断基準をもう少し、具体的にしていけるとよいと思う。あとは、プランをもっと簡素にすることと、好事例を全県に周知してもらいたい。

【教職員課長】

承知した。事例集においてはすでに作成してあるので、最終確認をして周知していく予定である。

【岡本教育長職務代理人】

第77号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理人】

第77号議案は、原案どおり可決する。

## 第15号報告 市町村立小学校長の人事について

【教職員課長】

本件は、船橋市立法典東小学校長が、令和6年3月8日に休職に入ったため、その後任者として、葛南教育事務所次長渡部香里を同校へ、令和6年3月8日付けで採用したものである。

本来、市町村立小中学校長の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会会議の議決事項になっているが、発令日までに教育委員会会議で御審議いただく暇がなく、急施を要することから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定させていただいたので、報告する。

第15号報告は終了。

## 報告4 令和7年度公立学校教員採用候補者選考について

【教育振興部副参事】

教員採用候補者選考については、優秀な人材の確保に向け、毎年度、改善を図っているところであるが、来年度は次のような改善を行う。1点目は、千葉県地域枠の新設である。高校段階で、教員基礎コース等に関する課程を修了した者を対象とする。2点目は、元教諭特例選考Bの新設である。元教諭特例選考Aの志願要件を満たし、本県の臨時的任用講師としての勤務要件を満たすものを対象に、第1次選考免除、第2次選考は個別面接のみとし、志願は周年とする。3点目は、社会人特別選考の受験内容変更である。第2次選考における模擬授業をプレゼンテーションに変更する。4点目は、千葉受験会場の集中実施である。千葉会場での第1次

選考を、空調設備の整った、千葉のランドマークでもある幕張メッセで行う予定である。5点目は、兵庫会場の受験教科拡充である。第1次選考を全校種・全教科等で実施する。6点目は海技士資格取得採用延伸制度の新設である。海技士の資格を取得する場合には、名簿登載期間の範囲で採用を延伸する。7点目は、奨学金返還緊急支援事業の新設である。小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の教諭志望者に対し、千葉県内の公立学校に勤務することを条件に、日本学生支援機構による第一種奨学金の返還を全額補助する。なお、「幕張メッセ」の活用と「奨学金返還緊急支援事業」については、令和6年度当初予算が成立することが前提となる。その他として、ちば教職たまごプロジェクトの優遇措置対応である。令和5年度実施のたまごプロジェクトの修了者で一定の要件を満たした者の中から希望者には、第1次選考において加点等を行う。また、「第1期千の葉の先生養成塾」を開設する。大学の推薦を受け、本研修に参加し修了した者は、令和8年度の第1次選考を免除する。選考における主な変更点は以上である。

次に、「選考日程」であるが、実施要項については、3月15日（金）午後5時千葉県教育委員会ホームページで公表予定である。第1次選考は7月7日（日）に県内会場及び盛岡・名古屋・兵庫の県外3会場で実施する。第2次選考は、8月中旬から下旬に県内会場で実施する予定である。

今回の見直し等により、採用選考の志願者の増加が期待される所であり、今後は大学等の訪問やオンラインによる説明会を積極的に開催し、教員を志す優秀な人材を確保できるよう努めていく。

報告4は終了。

## 報告5 令和5年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び千葉県体力・運動能力調査」の結果について

### 【保健体育課長】

「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び令和5年度千葉県体力・運動能力調査」の結果について報告する。この調査は、子供の体力・運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、学校が体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的として毎年度実施されている。

資料9ページ、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の概要である。対象は、小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒であり、人数は、小中合わせて約9万人である。調査内容については、例年どおりとなっている。

まず、体力・運動能力の状況であるが、資料10ページは種目別の記録の平均値を全国と比較した内容となっている。体力合計点の表であるが、体力合計点とは、小学校、中学校を男女別に、各種目の記録が10点満点で得点化され、8種目、80点満点で何点になるか、というものである。本県の状況は、小中学校男女ともに全国平均を若干上回っている。しかし、種目別の表をみると、全国平均を下回っている種目があり、特に、反復横跳び、立ち幅跳び、ボール投げ、それぞれ俊敏性や瞬発力、投力については課題と考えられる。

資料11ページは種目別平均値を令和4年度、3年度と比較した内容となる。昨年度と比較すると、小・中ともに男子はわずかに上回り、女子はわずかに下回った。12月の全国速報値が報道された際に、「コロナ禍を経て、男子の体力低下に歯止めがかかったか。」との内容があったが、本県も全国と同様の傾向が見られる。しかし、2年連続で前年度の記録を下回っている種目が複数ある。複数の種目が低下している状況にあり、決して楽観視はできない状況である。

次に資料12から16ページは、運動習慣等調査の結果を抜粋して、まとめたものである。まず、資料12ページ・13ページ、体育の授業や運動・スポーツへの意識についてである。

体育の授業、運動・スポーツへの意識について、本県と全国の結果の比較については、全国とほぼ同様の傾向が見られる。しかし、「体育の授業が楽しい」「運動・スポーツをすること

が好き」と回答した児童生徒の割合が、全国よりも若干下回っている点は留意する必要がある。また、体育の授業の意識と、運動やスポーツへの意識をクロス集計して見ると、「体育の授業は楽しい」と回答した児童生徒は、運動に肯定的な意識を持つ児童生徒が多くいるものの、一方で、授業には「あまり楽しくない」と回答した児童生徒の中にも、運動に対して肯定的な意識を持つ児童生徒が一定数いることもわかる。すなわち、「授業はあまり楽しくないが、運動は好き」という児童生徒がいるということである。体育の授業改善が求められる根拠でもあると考える。

資料13ページの体力合計点と意識調査のクロス集計の結果を見ると、「体育の授業が楽しい」「運動が好き」と回答する児童生徒ほど、体力合計点は高く、相関関係があると考えられる。

資料14ページ、15ページは、運動時間の状況をまとめたものである。体力合計点と1週間の総運動時間のクロス集計結果を見ると、小・中学校男女すべてで、体力合計点と総運動時間に相関があると考えられ、特に、1週間の総運動時間が7時間、420分以上の児童生徒は、体力合計点が県平均を上回っている。総運動時間と体育授業の意識のクロス集計結果を見ると、やはり7時間、420分を超えている児童は「体育が楽しい」と感じていることがわかる。また、総運動時間と運動・スポーツの意識のクロス集計結果を見ると、同じく7時間以上、420分を超える児童生徒は「運動が好き」と感じている。つまり、ある程度の運動時間をしっかりと確保することが、体力向上や、体育・運動が楽しい、好きという感情にもつながるといことだと考える。

1週間の総運動時間の経年推移を見ると、1週間の総運動時間が7時間、420分以上の児童生徒は、あまり変化はなく、一定数は見られている。一方で、運動時間が1週間で60分未満の児童生徒が増加している傾向が見られ、特に中学校では、0分と回答した割合が明らかに増加しており、運動をしない児童生徒が増えてきてしまっている状況がわかる。原因は様々にあると思うが、児童生徒を取り巻く生活様式の変化、放課後の過ごし方の変化による場所や時間を含めた運動機会の減少、いわゆるスクリーンタイムの増加等が影響しているのではないかと考える。

資料16ページは、運動部活動の状況である。令和5年度も運動部活動の時間は全国平均を上回っており、まだまだ運動部活動は盛んに行われており、休日の活動時間も、未だ全国より多い状況であるが、部活動の地域移行の進捗に伴い、この時間数は今後大きく変化すると考えられる。今後は、地域クラブ活動の時間も、見ていく必要がある。1週間の総活動時間は、かつて全国1位だった平成30年度と比較すると、男女共に300分以上は減少している。

資料17ページからは「令和5年度千葉県体力・運動能力調査」についてである。小学校5年生と中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」とは別に、県内全公立小・中・高等学校の全学年・全児童を対象としている。実施種目は全国調査と同じである。

結果の概要について、総合評価について説明する。総合評価とは、スポーツ庁の新体力テスト実施要項に示される年齢別の基準表に基づいた体力合計点を、AからEの5段階で評価したものである。全校種で、ABC評価が減少し、DE評価が増加している。

資料18ページ、体力合計点の結果について、昨年度と比較して校種別で体力合計点を見ると、中学校は若干上回ったが、小学校・高等学校は若干下回り、全体的には低下傾向が継続している。種目別の状況であるが、昨年度と比べて、握力、反復横跳び、50m走は低下傾向が見られた。筋力、俊敏性、走力にも課題があると考えられる。また、高等学校、特に男子に昨年度の記録を下回っている種目が多い点も気になる点である。

まとめとして、本県の児童生徒の体力については、全体的に低下傾向が継続しており、特に、女子は低下傾向の継続が顕著である。また、運動好きな児童生徒を育成すること、運動習慣の形成を図ることが重要であり、そのための楽しさを感じさせることも大切であることがわかった。さらに、学校という集団活動が可能な場で、ある程度意図的に運動する機会を設け、運動習慣を形成していくことも必要であることもわかった。

児童生徒の体力について考える時に、最終的な目標は、記録や点数を上げることではない。児童生徒一人一人が、生涯に渡り、自分の健康について主体的に、自分のこととして意識し、継続して、その維持・向上に努めること、すなわち生涯に渡る心身の健康の保持増進と豊かな



スポーツライフの実現を図ることが目標となる。そのことを踏まえて、改めて調査結果を見たときに、運動好きな児童生徒の体力合計点が高いこと、また運動時間が多い児童生徒ほど体力合計点が高いことから、運動が好き・楽しいということ、そして一定の運動習慣があること、それに伴って体力の向上が図られるという関係性がポイントではないかと考える。

そこで、今後の対応として、資料19ページの中段になるが、全ての児童生徒が「楽しい」と感じ、運動することへの意欲化を図る体育授業を積極的に展開するとともに、運動に取り組む時間や機会をしっかりと確保することを、「体力向上に向けた2つの柱」として位置づけ、体育主任等が対象の研修会等で、改めて共通理解を図っていく。

具体的には、まず「体育授業の充実」として、技能の習得を目指すだけでなく、課題解決や仲間との協働的な学び、運動への取り組み方の工夫など、児童生徒が様々な「できた」「おもしろかった」といった感情、また「できないけれども、わかった」といった満足した思いを感じることができるような体育授業を創っていく。また、児童生徒の体力の状況を把握し、課題となるポイントを意識しながら運動能力を高めることが出来るような、ねらいを明確にした授業に意図的、継続的に取り組む。県教育委員会でも、研究会や研修会での助言をはじめ、指導資料の公開等により、各学校を支援していく。

2つ目は、「体育授業以外での運動機会の創出」として、学校において、体育学習以外の運動時間の目安として、1日1時間以上実施することを推奨する。小学校であれば業間や昼休みの外遊びや、状況にもよるが、登下校の歩きなども一つの運動と捉えたり、中学校では運動部活動や休日の地域クラブ活動なども総合して、1週間のトータルで7時間、420分以上、運動に親しむことを推奨していく。その際に、学校においては例えば、校内での全校的な取組として、大会や特別に期間を設けてキャンペーンのように行うなど、楽しみながら体を動かす時間を作ることを勧める。そこに、これまで県教育委員会から、運動機会の創出をねらいとして推奨してきた「遊・友スポーツランキング」についても、今まで以上に広報し、積極的な取組を促していく。

本県の児童生徒の体力向上は、新型コロナの期間を経て、これからが重要な期間だと考えている。お伝えした「体力向上に向けた2つの柱」を中心に、今後も児童生徒の体力向上にしっかりと取り組み、一人一人の生涯に渡る心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現に努めていく。

#### 【花岡委員】

なぜ、小学校5年生から中学校2年生、特に女子児童生徒にとっては体も心も多く変化するときに、スポーツテストを行うのか。この時期に、様々なことをやらせて、すべての項目で良い結果を求められるのは、非常に辛いものだと思う。当然、運動嫌いになるだろうと予想がつく。現場においては、例えば疲労が溜まっている時に、見学や、激しい運動ではないものを選ぶことができる等の選択の余地を児童生徒に残すことが重要だと思う。その場合、男性教諭は女子の指導について更に学ぶ必要があると思っている。データだけで中学2年生は運動嫌いになりやすいということでは終わらず、具体的な手立てを現場サイドと話し合っていたいただきたい。また、「運動の楽しさ」とのキーワードが出てきたのは非常に良いと思うが、「楽しさ」とは一人一人異なるものであることから、様々な運動を経験させて、体格や体型に合わせ、児童生徒の得意なことを褒めることを心がけてほしい。評価の仕方についても、全部の項目を実施しなければならない、との考えは変えた方が良く感じている。

遊・友スポーツランキングは良いアイデアだと思うが、競い合って楽しいのは、できる子だけであり「競い合い」や「ランキング」については慎重な取扱いを検討してほしい。

#### 【保健体育課長】

現在、体育の授業は、かつてのような記録を目指すような流れよりも、児童生徒が自分たちで考え、協力し合い体を動かすことが主流になってきている。これをさらに進め、このようなことから体力も自然に付いてくるようになることを願っている。先日の新聞に富里市のこども園などで、運動遊びの時間に鬼ごっこを取り入れた実証事業の結果、園児の体力向上を示す成果が出たと記事になっていたが、このように楽しみながら体を動かすということを、考えてい

きたい。

**【貞廣委員】**

千葉県はとても運動熱心と思っているが、体育学習以外の運動期間を1日1時間以上、1週間で420分は相当ハードルが高い。中学生で運動部に入っている生徒は、それぐらい運動しているようだが、むしろターゲットとなるのは1週間の総運動時間が0分や、1時間未満の児童生徒である。児童生徒に運動習慣を楽しく付けてもらうには、もう少し段階的に考えたり、もう少し現実的なラインを設定したりすることを検討してほしい。

**【保健体育課長】**

1週間7時間420分は、確かにハードルが高いが、学校は体育の授業や、休み時間等に、児童生徒が一緒になって体を動かそうとする機会を作り出せる場でもある。このことから、学校では「遊・友スポーツランキング」等、イベント的に取り組めるよう機会を意図的に設けることが重要であると考えている。必ずしも1時間運動をしなければならないというような厳しいものではなく、登下校時の歩行等も含め、生活の中での体育との広い視点で体を動かすことを推奨していきたいと考えている。

**【櫻井委員】**

体を動かす習慣を身に付けるのは、体育の授業だけで考える必要はなく、今は激しい運動が前提になってしまっている。もう少し他の教科と横の連携をとり、様々な機会に運動を入れることを議論し、このような報告書に幅広い取り組みを入れた方が良いと思う。もう一点は「楽しく」という話と全国との比較等についてはチグハグに感じる。本来運動能力は絶対値で測るものであり、報告資料には、千葉県が目標とする値と今回の結果との比較がどうであったかが出てくるべきではないだろうか。全国や前年度、過去との比較にならないような内容を検討いただきたい。

**【保健体育課長】**

比較が全面に出ないような考察を検討する。また、他の教科との横の連携についても検討していく。

報告5は終了。

**教育長報告 請願書について**

**【富塚教育長】**

令和6年2月2日付けで受理した「請願書」への対応について説明する。本請願の趣旨は、県の教職員未配置を解消するための対策として、臨時的任用講師の配置についての改善を求めるものであり、請願項目としては、「常勤臨時教員が、千葉県の場合も、東京都、神奈川県、埼玉県同様に、特別の事情がなくても同一校に1年を超えて勤務することができることを、県内外に広く知らせること。」を要望するものである。

臨時的任用講師の同一校継続配置についてであるが、県は、令和元年度、各市町村教育委員会に対して、「講師の同一校継続配置が可能である」ことを周知し、本年2月においても、「講師の同一校継続配置についての判断は、市町村教育委員会が行う」旨を再度周知したところである。このように既に県内市町村に対し周知を図っているが、実際に継続配置となるか否かは個別の状況に応じて判断されるものであることから、請願にあるように「同一校に1年を超えて勤務できる」旨を広く県外に周知することは誤解を生む可能性もあり、現時点では千葉県の方針を県外に広く周知する必要はないと判断した。

以上のとおり、本請願の取扱いについて検討した結果、県教育委員会としての取組方針等も明確に定まっている内容であり、本請願は付議しないこととした。

## 教育長報告 教員の未配置を完全に解消するための対策を求める請願書について

### 【富塚教育長】

令和6年2月7日付けで受理した「教員の未配置を完全に解消するための対策を求める請願書」への対応について説明する。本請願の趣旨は、県の責任で、いわゆる義務標準法に定められた教職員の未配置を完全に解消するための対策を講じることを求めるものであり、請願項目としては、1点目は「文部科学省が認めている産休・育休の先読み加配を確実に活用して、年度初めからの産育休の未配置をなくすこと」2点目が「県費採用枠で年度初めから、教員を確保し療休、産育休に対応すること」を要望するものである。

まず1点目の「産休・育休代替講師の前倒し採用いわゆる先読み加配」についてであるが、令和5年度において各学校における必要数の確認等を行い、必要数について国に申請するとともに、講師の確保に努めた。令和6年度に向けても同様に必要数を把握した上で、1人でも多くの講師を確保できるよう市町村とも連携しながら努力しているところである。

次に、2点目の「県費採用枠を年度始めから活用すること」についてであるが、教職員定数は、国が措置することが基本であり、国の定数では措置されない教職員について、県では事由に応じて措置しているところである。

本請願では、請願の理由として、講師の未配置が改善されず、複数の未配置が生じた学校では他の教職員の負担が増えていることなどが述べられている。県教育委員会としても、産休・育休代替を含め講師が不足している現状については、極めて深刻に受け止めていることは、前回の教育委員会会議でもお話したとおりである。講師の不足の背景には、複数の要因があり、まずは、教員志願者を確保することが必要であることから、これまでも教員採用プロモーションや採用選考の改善など志願者の確保に向けた様々な取組を行ってきた。更に来年度は奨学金返還緊急支援や選考会場の見直しなどを新たに実施できるよう予算案を県議会で審議いただいている。

前回の教育委員会会議では、予算案についての議論の中で委員から、「教員不足については質の担保も含め進めてほしい」という意見や「志願者確保だけでなく魅力ある職業として働き続けるための職場環境や処遇の改善が重要である」との意見があり、県教育委員会としては、こうしたことも踏まえて、優れた人材の確保と業務改善等に一層取り組んでいく所存である。

なお、本請願の内容については、令和5年6月、9月及び12月定例千葉県議会に同様の請願が出され、いずれも不採択となっている。以上のとおり、本請願の取扱について検討した結果、既に取組方針を明確に定め、取組も進めていることから、付議しないこととした。

## 委員報告 県立学校の卒業式への臨場について

### 【岡本教育長職務代理者】

県立学校の卒業式への臨場について報告する。3月6日水曜日、貞廣委員が茂原高等学校に、永沢委員が佐倉南高等学校に、私が千葉女子高等学校に、翌7日木曜日に花岡委員が特別支援学校流山高等学園に、それぞれ卒業式に臨場した。どの学校も、素晴らしい式を執り行い、卒業生が立派に巣立っていったことを報告する。

<傍聴・報道 退出>

## 第78号議案 市町村立学校長の人事について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和6年4月17日 署名人